

○多数の者が利用する建築物となる用途別の規模(法第 16 条除く)

用途		多数の者が利用する建築物 (特定既存耐震不適格建築物) 法第 15 条第 1 項	耐震診断義務付けとなる 要緊急安全確認大規模建築物 法第 7 条、第 12 条及び 附則第 3 条	
法第 14 条 1 号	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上かつ 3,000 m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む
		上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	
	体育館 (一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上	
	ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上	
	病院、診療所			
	劇場、観覧場、映画館、演芸場			
	集会場、公会堂			
	展示場			
	卸売市場			
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	ホテル、旅館			
	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舍、下宿			
	事務所			
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上	
	博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上	
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
同条 2 号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物
同条 3 号	通行障害建築物		地方公共団体が定める特に重要な避難路沿道建築物であって耐震不明建築物であるもの	